大阪市立大正会館使用許可にかかる取扱要綱

制　　定　平成２０年　６月１５日
最近改正　平成２９年　４月　１日
平成３０年　４月　１日

（趣旨）

第１条　この要綱は、大阪市立大正会館（以下「会館」という。）の使用許可に関し、大阪市区役所附設会館条例及び大阪市区役所附設会館条例施行規則に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

（使用許可の申請の優先）

第２条　指定管理者は、次の各項に掲げる使用については、大阪市区役所附設会館条例施行規則第２条第２項ただし書に基づき、使用期日の６月前の日前であっても、使用期日の９月前を限度として優先して使用する申請（以下、「優先使用」という。）を受理することができるものとする。

２　次の各号に掲げる使用であって、大正区におけるコミュニティ活動の振興並びに地域における文化の向上及び福祉の増進に直接寄与するものと認められるもの。

（１）大阪市が主催又は共催する事業を行うための使用

（２）会館の指定管理者が主催又は共催する事業を行うための使用

（３）大阪市からの委託による事業を行うための使用

（４）地域振興、社会福祉、社会教育等に関する団体で、大阪市立大正区民ホール使用許可取扱要綱第２条第２項第４号別表に掲げるもの及びこれに準ずると区長が認める団体が主催又は共催する事業を行うための使用

３　公職選挙法に基づき、大正区選挙管理委員会が投開票又は選挙会を執行するための使用

４　行政機関及びこれに準ずる機関が大正区民を対象とした事業を行うための使用

５　大正区内の学校園及び認定こども園、保育所（園）並びに地域型保育事業を行う者が大正区民を対象とした事業を行うための使用

（優先使用の申請）

第３条　優先使用の申請については、大阪市区役所附設会館条例施行規則第２条第１項の定めにより、使用期日の９月前の日から６月前の日の前日までに指定管理者に提出しなければならない。

（優先使用許可）

第４条　指定管理者は、前条の申請があったときは、当該申請の書類及び申請内容を審査し、許可すべきものと認めたときは、２日以内に許可を決定するものとする。

（優先使用内容の掲示）

第５条　指定管理者は、第３条の申請があったときは、申請のあった日の７日以内の日から当該使用期日の６月前の日まで、会館内に、使用日時、使用室名等を掲示するものとする。

（使用権譲渡の制限）

第６条　第４条の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用権の譲渡、又は他人に使用させてはならない。

（優先使用の認定）

第７条　新たに優先使用の適用を受けようとする申請があったときは、第２条第２項各号に定める基準に基づき認定を行うものとする。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２０年６月１５日から施行する。

この要綱は、平成２０年１０月１日から施行する。

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

ただし、「６月前」を「９月前」に改正する規定は、平成２２年４月２８日から施行し、「３月前」を「６月前」に改正する規定は、平成２２年６月１５日から施行する。

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。